

佐賀市ゼロカーボン推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるゼロカーボンシティの実現のため、市民や事業者が実施する脱炭素に向けた取組に要する経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次世代自動車 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいう。
- (2) 電気自動車（以下「EV」という。） 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）において燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車（以下「PHV」という。） 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な四輪以上の自動車で、当該自動車に係る自動車検査証において燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- (4) 燃料電池自動車（以下「FCV」という。） 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車で、当該自動車に係る自動車検査証において燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているものをいう。
- (5) 電動アシスト自転車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に規定する基準を満たす自転車をいう。
- (6) 省エネ最適化診断 一般財団法人省エネルギーセンターが実施するものをいう。
- (7) 環境経営認証 事業者等の組織が行う環境経営活動を第三者が審査し、認証・登録を行うもののうち、別表第1に掲げるものをいう。
- (8) 再エネ100宣言REACTION 再エネ100宣言REACTION協会が運営する組織をいう。

(補助金の内容)

第3条 補助金の内容は、次に掲げるとおりとし、各補助金に係る補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助額又は補助率、補助金の交付申請時の添付書類その他の交付要件は、それぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

- (1) 次世代自動車購入事業補助金 別表第2
- (2) 電動アシスト自転車購入事業補助金 別表第3
- (3) 省エネ最適化診断受診事業補助金 別表第4
- (4) 環境経営推進事業補助金 別表第5

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、当該補助金の額を控除した額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める募集期間内に、次の各号に掲げる補助対象事業に応じ当該各号に定める交付申請書兼実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 次世代自動車購入事業補助金 様式第1号
- (2) 電動アシスト自転車購入事業補助金 様式第2号
- (3) 省エネ最適化診断受診事業補助金 様式第3号
- (4) 環境経営推進事業補助金 様式第4号

(交付の決定及び確定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を佐賀市ゼロカーボン推進事業費補助金等交付決定通知書兼確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、佐賀市ゼロカーボン推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金等は、前条第2項の規定により確定した額を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、佐賀市ゼロカーボン推進事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第7条 第5条第2項の通知を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助事業等により取得した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を市に納入したとき、又は処分制限期間を経過したときはこの限りでない。

- 2 前項で定める処分制限期間は別表第6のとおりとする。
- 3 補助事業者等は、処分制限期間内において処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第8号）に処分する理由がわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請をした者に対し財産処分承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 補助事業者等は、前条の処分を行ったとき（補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を市に納入したとき及び処分制限期間を経過したときを除く。）又は佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号）第15条第1項に規定する取消しを受けたときは、既に交付された補助金の全部又は一部を市長が別に定める期日までに返還しなければならない。この場合において、返還しなければならない補助金の額は、市長がその都度定める。ただし、その取得財産の処分が本人の責めに帰さない事由によるものとして次の各号に該当するときは、市長は補助金の返還を求めないものとする。

(1) 災害等により財産処分したとき

(2) その他市長が特に認めるとき

(報告事項)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者等に対し補助対象事業の使用状況及び運用状況等の報告を求めることができる。

(協力事項)

第10条 補助事業者等は、災害時等には市長から連絡することを承諾し、可能な限り市の活動に協力するものとする。

2 補助事業者等は、市が行う使用状況等に関する調査に協力するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に補助事業により取得した財産に係る処分制限期間は、改正後の佐賀市ゼロカーボン推進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定にかかわらず、次の表によるものとする。

別表第6（第7条関係）

設備の種類	財産処分制限期間
次世代自動車	4年
E V ・ P H V 充電設備、V 2 H	5年
V 2 L	3年
Z E B、Z E H	6年

別表第1（第2条関係）

名称	内容
エコアクション21	環境省が策定し、エコアクション21中央事務局（一般財団法人持続性推進機構）が認証・登録を行うもの
I S O 1 4 0 0 1	国際標準化機構が規格を定め、公益財団法人日本適合性認定協会等が認証するもの
K E S	特定非営利活動法人K E S 環境機構が審査・登録するもの
エコステージ	一般社団法人エコステージ協会が認証するもの
グリーン経営認証制度	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証・登録を行うもの
グリーンプリンティング認定制度	一般社団法人日本印刷産業連合会が認定するもの
その他市長が特に認める制度	

別表第2（第3条関係）

次世代自動車購入事業

<p>補助対象者</p>	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 佐賀市に住民登録がある者</p> <p>イ 佐賀市内に事業所を有する者</p> <p>(2) 補助金の交付に係る申請の日において、EV、PHV又はFCVを購入した者であること。ただし、すでにEV、PHV又はFCVを所有し、その買換えとして購入した場合を除く。</p> <p>(3) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(4) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 過去に本市から同一の次世代自動車購入に係る補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) 事業者の場合は、ゼロカーボンシティさがし推進パートナーに認定されていること。</p> <p>(7) 次のいずれにも該当しない者</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用している者</p> <p>キ アからカまでのいずれかに該当する者が事業者の経営に実質的に関与している者</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>補助対象者が行ったEV、PHV又はFCV（以下「補助対象車両」という。）の購入であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の4月1日以降に初度登録された車</p>

	<p>両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）かつ、市内店舗で購入された新車であること。</p> <p>(2) 補助対象車両の自動車検査証において、補助対象者が所有者（補助対象車両が所有権留保付クレジットにより購入された場合は、使用者）として記載されていること。</p> <p>(3) 補助対象車両の自動車検査証における登録年月日・交付年月日の年月と、初度登録年月が同一であること。</p> <p>(4) 補助対象車両は国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターによる補助対象として指定されていること。</p> <p>(5) 補助対象車両の自動車検査証における使用の本拠の位置が佐賀市内であること。</p>
補助額	1台につき50,000円
補助金の交付申請時の添付書類	<p>交付申請書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 補助対象車両の購入に係る契約書、見積書等（補助対象車両の車名及び購入経費の内訳が確認できるものに限る。）の写し</p> <p>(2) 補助対象車両に係る自動車検査証の写し</p> <p>(3) 領収書（領収書がない場合は、補助対象者が補助対象車両に係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し</p> <p>(4) 市税の滞納がないことの証明書（佐賀市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの）※市が納税情報を確認することに同意する場合は不要</p> <p>(5) 補助対象者が法人の場合は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）</p> <p>(6) 補助対象者が個人事業主の場合は、直近の確定申告書（税務署の受領印が押印されたもの）の写し</p> <p>(7) 暴力団排除に係る誓約書</p> <p>(8) 補助金の振込先となる口座名義及び口座番号を証する書類（通帳の写し等）</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類の写し</p>
その他の交付要件	補助金の申請は同一世帯及び一申請者につき、1台に限りできるものとする。

別表第3（第3条関係）

電動アシスト自転車購入事業

<p>補助対象者</p>	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 佐賀市に住民登録がある者</p> <p>イ 佐賀市内に事業所を有する者</p> <p>(2) 補助金の交付に係る申請の日において、電動アシスト自転車を購入した者であること。</p> <p>(3) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(4) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 過去に本市から電動アシスト自転車の購入に係る補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) 事業者の場合は、ゼロカーボンシティさがし推進パートナーに認定されていること。</p> <p>(7) 次のいずれにも該当しない者</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用している者</p> <p>キ アからカまでのいずれかに該当する者が事業者の経営に実質的に関与している者</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>補助対象者が行った電動アシスト自転車の購入であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の4月1日以降に市内店舗で購入された新車であること。</p>

	(2) 道路交通法施行規則第39条の3に規定する型式の認定（以下「型式認定」という。）を受けていること若しくはBAAマーク又はSGマークが車体に貼付されていること。幼児2人同乗用自転車にあっては、幼児2人同乗基準適合車マークが貼付されていること。
補助対象経費	電動アシスト自転車本体の本体価格（防犯登録手数料等は含まない。）から消費税額及び地方消費税額を除いたものとする。
補助額	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額（算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、上限は1台につき15,000円とする。
補助金の交付申請時の添付書類	<p>交付申請書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 電動アシスト自転車の購入に係る契約書、見積書等（メーカー・型番及び購入経費の内訳が確認できるものに限る。）の写し</p> <p>(2) 領収書（領収書がない場合は、補助対象者が補助対象車両に係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し</p> <p>(3) 市税の滞納がないことの証明書（佐賀市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの）※市が納税情報を確認することに同意する場合は不要</p> <p>(4) 補助対象者が法人の場合は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）</p> <p>(5) 補助対象者が個人事業主の場合は、直近の確定申告書（税務署の受領印が押印されたもの）の写し</p> <p>(6) 暴力団排除に係る誓約書</p> <p>(7) 補助金の振込先となる口座名義及び口座番号を証する書類（通帳の写し等）</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類の写し</p>
その他の交付要件	補助金の申請は同一世帯及び一申請者につき、1台に限りできるものとする。

別表第4（第3条関係）

省エネ最適化診断受診事業

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、佐賀市内に事業所を有する者であること。</p> <p>(2) 補助金の交付に係る申請の日において、省エネ最適化診断を受診した者であること。</p> <p>(3) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(4) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 過去に本市から同一の省エネ最適化診断受診に係る補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) ゼロカーボンシティさがし推進パートナーに認定されていること。</p> <p>(7) 次のいずれにも該当しない者</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用している者</p> <p>キ アからカまでのいずれかに該当する者が事業者の経営に実質的に関与している者</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行った省エネ最適化診断の受診であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の4月1日以降に受診したものであること。</p> <p>(2) 佐賀市内に有する事業所を対象としたものであること。</p>
補助額	<p>補助対象経費の全額（省エネ最適化診断の診断メニューに応じて金額が異なる。）</p>

<p>補助金の交付申請時の添付書類</p>	<p>交付申請書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 領収書（領収書がない場合は、補助対象者が省エネ最適化診断受診に係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し (2) 省エネ最適化診断結果報告書（表紙及び診断結果総括が記載されている部分）の写し (3) 対象となる事業所が佐賀市内にあることを証する書類 ※第5号または第6号に掲げる書類で確認できる場合は不要 (4) 市税の滞納がないことの証明書（佐賀市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの）※市が納税情報を確認することに同意する場合は不要 (5) 補助対象者が法人の場合は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内のもの） (6) 補助対象者が個人事業主の場合は、直近の確定申告書（税務署の受領印が押印されたもの）の写し (7) 暴力団排除に係る誓約書 (8) 補助金の振込先となる口座名義及び口座番号を証する書類（通帳の写し等） (9) その他市長が必要と認める書類の写し
<p>その他の交付要件</p>	<p>補助金の申請は一申請者につき、1回に限りできるものとする。</p>

別表第5（第3条関係）

環境経営推進事業

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申請の日において、佐賀市内に事業所を有する者であること。</p> <p>(2) 補助金の交付に係る申請の日において、環境経営認証を取得又は再エネ100宣言REACTIONに参加した者であること。</p> <p>(3) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(4) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 過去に本市から同一の環境経営認証取得又は再エネ100宣言REACTIONに係る補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(6) ゼロカーボンシティさがし推進パートナーに認定されていること。</p> <p>(7) 次のいずれにも該当しない者</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用している者</p> <p>キ アからカまでのいずれかに該当する者が事業者の経営に実質的に関与している者</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行った環境経営認証の取得又は再エネ100宣言REACTIONへの参加であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の4月1日以降に実施したものであること。</p> <p>(2) 佐賀市内に有する事業所を対象としたものであること。</p> <p>(3) 環境経営認証は新規に取得するものであること（更新、再取得を含まない。）。</p>

	(4) 再エネ100宣言REACTIONは初めての参加であること。	
補助対象経費	環境経営認証を新規に取得する場合	<p>次の各号に掲げるものとする。ただし、市内及び市外の事業所について同時に環境経営認証の取得の申請をする場合においては、当該申請に要する経費を市内の事業所と市外の事業所のそれぞれの従業員数で按分した額とする。</p> <p>(1) 環境経営認証の取得のために認証等実施機関に支払う審査、認証及び登録に係る費用（交通費、宿泊費等を含まない。）</p> <p>(2) 環境経営認証の取得のためにコンサルタント（認証取得支援業務を受注した事業者）に支払う経費（交通費、宿泊費等を含まない。）</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める経費</p>
	再エネ100宣言REACTIONに初めて参加する場合	<p>次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 再エネ100宣言REACTIONの初年度参加費</p> <p>(2) 再エネ100宣言REACTION参加のためにコンサルタント（認証取得支援業務を受注した事業者）に支払う経費（交通費、宿泊費等を含まない。）</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める経費</p>
補助額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、上限は100,000円とする。	
補助金の交付申請時の添付書類	<p>交付申請書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 領収書（領収書がない場合は、補助対象者が省エネ最適化診断受診に係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し</p> <p>(2) 環境経営認証の取得証等の写し</p> <p>(3) 環境経営認証の取得時又は再エネ100宣言REACTION参加時に作成した環境活動に関する書類</p> <p>(4) 対象となる事業所が佐賀市内にあることを証する書類 ※第5号または第6号に掲げる書類で確認できる場合は不要</p> <p>(5) 市税の滞納がないことの証明書（佐賀市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの）※市が納税情報を確認することに同意する場合は不要</p> <p>(6) 補助対象者が法人の場合は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）</p> <p>(7) 補助対象者が個人事業主の場合は、直近の確定申告書（税務署の受</p>	

	領印が押印されたもの) の写し (8) 暴力団排除に係る誓約書 (9) 補助金の振込先となる口座名義及び口座番号を証する書類 (通帳の写し等) (10) その他市長が必要と認める書類の写し
その他の交付要件	補助金の申請は一申請者につき、1回に限りできるものとする。

別表第6（第7条関係）

設備の種類	財産処分制限期間
次世代自動車	4年
電動アシスト自転車	2年